3　第六十四条第三項及び第四項並びに第六十四条の二の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十四条第三項中「次に掲げる事項を」とあるのは「変更に係る事項を」と、第六十四条の二第一項中「次の各号のいずれか」とあるのは「第一号（第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までに係る部分に限る。）」と読み替えるものとする。

第六十四条の五第一項第一号中「まで」の下に「（暗号資産関係職務を行つている場合にあつては、同号イからリまで又は同項第八号ハ(1)から(3)まで）」を加える。

第六十四条の七第五項中「第六十四条の四第一項」に改め、「変更」の下に「、同条第二項の規定による変更登録」を加え、同条第七項中「第六十四条の五第一項第一号から第三号まで」を「第六十四条の五第一項各号」に改める。

第六十四条の八第一項中「の登録」の下に「又は変更登録」を加える。

第六十四条の九中「第六十四条第三項」及び「第六十四条の二第一項」の下に「（第六十四条の四第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第六十五条の五第二項中「第七号又は第十号」を「第八号又は第十一号」に、「同号イからリまで」を「同項第二号イからリまで」に、「前項第七号若しくは第九号から第十一号まで」を「前項第八号若しくは第十号から第十二号まで」に、「前項第七号若しくは第十号」を「前項第八号若しくは第十一号」に改める。

第六十六条中「同じ。）」の下に「又は暗号資産取引業（同条第五項に規定する暗号資産取引業をいう。以下この章において同じ。）」を加える。

第六十六条の二第一項第四号を次のように改める。

四　業務の種別（有価証券売買媒介等業務（第二条第十一項第一号に掲げる業務をいう。以下この章において同じ。）及び暗号資産売買媒介等業務（同項第二号に掲げる業務をいう。以下この章において同じ。）の種別をいう。）

第六十六条の二第一項第六号を同項第八号とし、同項第五号を同項第七号とし、同項第四号の次に次の二号を加える。

五　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める事項

イ　有価証券売買媒介等業務を行う場合　委託を受ける金融商品取引業者（第一種金融商品取引業又は投資運用業（第二十八条第四項に規定する投資運用業をいう。第六十六条の十四第一号ニにおいて同じ。）を行う者に限る。）又は登録金融機関の商号又は名称

ロ　暗号資産売買媒介等業務を行う場合　委託を受ける金融商品取引業者（暗号資産取引業を行う者に限る。）の商号

六　暗号資産売買媒介等業務を行う場合にあつては、取り扱う暗号資産の名称

第六十六条の四第五号中「のいずれかが協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）」を「（第六十六条の二第一項第五号イに規定する金融商品取引業者若しくは登録金融機関又は同号ロに規定する金融商品取引業者をいう。以下この章及び第四章において同じ。）のいずれかが、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者」に改め、同号に次のように加える。

イ　当該所属金融商品取引業者等が第六十六条の二第一項第五号イに規定する金融商品取引業者又は登録金融機関である場合　協会（認可金融商品取引業協会又は第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会をいう。）

ロ　当該所属金融商品取引業者等が第六十六条の二第一項第五号ロに規定する金融商品取引業者である場合　第七十八条第二項に規定する認定金融商品取引業協会

第六十六条の四に次の一号を加える。

六　登録申請者が暗号資産売買媒介等業務を行おうとする場合にあつては、次のいずれかに該当する者

イ　第二十九条の四第一項第八号イ又はロに該当する者

ロ　個人である場合においては、第二十九条の四第一項第八号ハ(1)又は(2)に該当する者

ハ　法人である場合においては、役員のうちに第二十九条の四第一項第八号ハ(1)から(3)までのいずれかに該当する者のある者

第六十六条の五の見出しを「（変更登録等）」に改め、同条第一項中「第六十六条の二第一項各号に掲げる事項について変更があつたときは、」を「第一号に掲げる場合に該当するときはあらかじめ、第二号に掲げる場合に該当するときは」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第六十六条の二第一項第五号ロ又は第六号に掲げる事項を変更しようとするとき（投資者の保護に欠け、又は金融商品仲介業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれが少ない場合として内閣府令で定める場合を除く。）。

二　第六十六条の二第一項各号（第四号を除く。）に掲げる事項について変更があつたとき（この項（前号に係る部分に限る。）の規定による届出をした場合を除く。）。

第六十六条の五第三項中「方法」の下に「のうち、暗号資産売買媒介等業務に係るものであつて公益又は投資者保護のため特に必要なものとして内閣府令で定めるものについて変更をしようとするときはあらかじめ、その他のもの」を加え、「、内閣府令で定めるところにより、遅滞なく」を「遅滞なく、内閣府令で定めるところにより」に改め、同条に次の二項を加える。

4　金融商品仲介業者は、第六十六条の二第一項第四号に掲げる事項について変更をしようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の行う変更登録を受けなければならない。

5　前二条の規定は、前項の変更登録について準用する。この場合において、第六十六条の三第一項中「次に掲げる事項」とあるのは「変更に係る事項」と、前条中「次の各号」とあるのは「次の各号（第一号及び第二号を除く。）」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

第六十六条の八第一項に次のただし書を加える。

ただし、投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

第六十六条の十一中「掲げる行為」を「規定する行為」に改める。

第六十六条の十四第一号ニ中「第二十八条第六項」を「第二十八条第七項」に改める。

第六十六条の十四の二中「第二条第十一項第一号又は第二号」を「第二条第十一項第一号イ又はロ」に改める。

第六十六条の十五の見出し中「損失補塡等の禁止等」を「業務管理体制の整備等」に改め、同条中「第三十八条の二」を「第三十五条の三、第三十八条の二」に改め、「顧客について」の下に「、第四十三条の十三の規定は暗号資産売買媒介等業務を行う金融商品仲介業者について」を加え、「同条第三項」を「第三十九条第三項」に改める。

第六十六条の十七第二項中「作成し」の下に「、内閣府令で定めるところにより」を加え、「又は内閣府令で定めるところにより、」を「又は」に改める。

第六十六条の十八中「内閣府令で定めるところにより、」を削り、「説明書類を」の下に「、内閣府令で定めるところにより、」を加える。

第六十六条の十九第二項を次のように改める。

2　次の各号のいずれかに該当するときは、当該金融商品仲介業者の第六十六条の登録は、その効力を失う。

一　金融商品仲介業者が前項各号（第六号を除く。）のいずれかに該当することとなつたとき。

二　全ての所属金融商品取引業者等がなくなつたとき。

三　金融商品仲介業者（第二条第十一項各号に掲げる業務のいずれも行う者に限る。）が次のいずれかに該当することとなつたとき。

イ　前項第六号に該当することとなり、かつ、第二十九条の登録（当該登録を受けた金融商品取引業者が暗号資産取引業を行うものに限る。）又は第三十一条第四項の規定による変更登録（暗号資産取引業を行う者以外の者が暗号資産取引業を行う旨の変更登録に限る。）を受けたとき。